

HR News Letter

2011年1月号



平澤国際社労士事務所

東京都港区芝大門1-3-5

山田ビル3階

TEL 03-5402-8491

<http://www.jp-hrpayroll.com/>

今月号の内容

- ✓ 「賃金不払残業」「長時間労働」に関する相談内容
- ✓ 社員は「働きがい」を感じているか？
- ✓ 働く人の睡眠時間はどのぐらい？
- ✓ 転職活動の長期化で転職者の気持ちは？
- ✓ 「専門職の外国人」減少の原因は？
- ✓ 介護保険制度改革に向けて
- ✓ 仕事や収入の安定と結婚との関係
- ✓ がんの治療費が高額化の傾向に
- ✓ 年内に行っておくべき確定申告対策
- ✓ 「日雇い」「短期派遣」で働く人の実態
- ✓ 1月の税務と労務の手続[提出先・納付先]



「賃金不払残業」「長時間労働」に関する相談内容

◆各都道府県労働局で一斉に実施

厚生労働省は毎年11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、長時間労働やサービス残業の解消を促す取組みを行っていますが、その一環として今年11月6日に各都道府県労働局で一斉に行った「労働時間相談ダイヤル」の相談結果を発表しました。

相談件数は787件（昨年度比114件減少）で、労働者本人からの相談が495件（62.9%）、労働者の家族からの相談が235件（29.9%）で、相談内容は、「賃金不払残業」に関するものが438件（55.7%）、「長時間労働」に関するものが247件（31.4%）を占めています。

以下に、この「労働時間相談ダイヤル」における相談内容の事例を紹介します。

◆「賃金不払残業」に関する相談内容例

（1）卸・小売業で働いている労働者からの相談

スーパーで勤務しています。労働時間は自己申告で管理しており、1カ月100時間を超える残業をしています。正しく申告できない状況にあるため、残業手当が一部しか支払われていません。

（2）製造業で働いている労働者からの相談

工場で働いています。交替制勤務ですが、1日4～5時間の残業が慢性化しています。タイムカードは終業時間で打刻させられるので、その分の残業手当が全然支払われません。

◆「長時間労働」に関する相談内容例

（1）卸・小売業で働いている労働者からの相談

清涼飲料水の自動販売機への商品の補充作業をしています。ほとんど毎日のよ

うに1日13時間に及ぶ勤務ですので、1カ月にすると120時間以上の残業をされており、家族団らの時間が作れません。

（2）警備業で働いている労働者の家族からの相談

夫がシステム関連の仕事をしています。残業や休日労働が多く、長い月で1カ月150時間を超える残業や休日労働をしています。労働時間を自己申告していますが、実際の時間を申告するのは困難なため、会社は労働者の労働時間について適正に把握していません。夫の健康状態が心配です。

◆労使トラブルは近年増加傾向

近年、労働時間や割増賃金に関する労使トラブルは増加傾向にあります。法律を遵守するのはもちろんのことですが、トラブルを発生させないよう、日頃から労使間で十分なコミュニケーションを図りつつ、社員の「ワーク・ライフ・バランス」にも気を配らせる取組みが必要です。

社員は「働きがい」を感じているか？

◆「働きがいに関する意識調査」の結果

株式会社NTTデータ経営研究所では、今年9月に「働きがいに関する意識調査」を行い、先日その結果が発表されました。

この調査では、「働きがい」、「働きがいを高める要因／阻害する要因」、「心の疲弊感」などに関する質問を行っており、昨今の厳しい経営環境過で社員がどのようなことを考えて働いているのかがわかり、大変参考になると思います。

◆「働きがい」は低下傾向に

まず、「現在、働きがいを感じていますか」との質問では、「感じている」(13.0%)

との回答と「やや感じている」(39.4%)との回答を合わせると、52.4%の人が働きがいを感じていることがわかりました。

しかし、3年前と比べて「働きがいが高くなった」と感じている人(44.8%)は、「働きがいが高まった」と感じている人(22.5%)を大きく上回っています。

◆何が働きがいを高め、阻害しているか
働きがいを感じているグループにおいて「働きがいを特に高める要因」について、「仕事の価値の実感」(91.7%)、「仕事を通じての成長実感」(87.9%)、「仕事を通じての力の発揮」(86.3%)、「仕事に適性に合っている実感」(85.5%)、「仕事を通じた達成感」(78.2%)が上位を占めました。

逆に、働きがいを感じていないグループにおいて「働きがいを特に阻害する要因」について、「会社での将来のキャリアイメージが描けない」(91.7%)、「会社では創造的な仕事を促す環境作りがない」(86.1%)、「会社の仕組み・制度・組織が整備されていない」(79.9%)、「会社の経営陣による折に触れたビジョンの発信がない」(78.6%)、「会社の将来性がない」(78.4%)が上位を占めました。

◆社員の「モチベーションアップ」

また、「今の仕事をする中で、心の疲弊感を感じていますか」との質問に対しては、「感じている」と答えた人が26.6%、「やや感じている」と答えた人が43.1%で、合わせて約7割(69.7%)の人が「心の疲弊感を感じている」ことが明らかになりました。

これら「働きがい」や「疲弊感」の有無については、社員の個人的要因に基づく場合も多いとは思いますが、会社として社員一人ひとりの「モチベーションアップ」に貢献できることはないかを考えてみることも大事ではないでしょうか。

働く人の睡眠時間はどのくらい？

◆5都市でインターネット調査

味の素株式会社では、世界のビジネスパーソンの「睡眠時間」や「睡眠の満足度」に関するインターネット調査を行い、その結果を発表しました。

この調査は、東京、ニューヨーク(アメリカ)、パリ(フランス)、ストックホルム(スウェーデン)、上海(中国)の30代から50代までのビジネスパーソン(男女計891人)を対象に実施されたものです。この結果を見ていきましょう。

◆睡眠時間の長さは東京が最下位

睡眠時間の長さについては、東京がダントツで最下位となりました。

- (1) 上海……7時間28分
- (2) スtockホルム……7時間8分
- (3) パリ……6時間55分
- (4) ニューヨーク……6時間35分
- (5) 東京……5時間59分

東京のビジネスパーソンの睡眠時間の短さの原因は、「就寝時間の遅さ」(5都市で唯一の午前0時台)でした。

◆睡眠の満足度は？

また、睡眠の満足度について「満足」と回答した人は、東京では30%以下であったのに対し、他の4都市では50%以上が「満足」と回答していました。

一方、「不満」と回答した人は、東京は約49%で5都市のうち最も高く、ワースト2のパリ(約38%)よりも10ポイント以上も高くなっています。

◆睡眠時間6時間未満では「早死」のリスク

なお、ウォリック大学(イギリス)とフェデリコ2世大学(イタリア)が今年5月に発表した共同研究結果によれば、1日の睡眠時間が6時間未満の人は「早死するリスク」が高くなるとされています。

す。

この共同研究は、10年間にわたり世界各国の130万人以上を対象に調査したものであり、睡眠時間が1日6時間に満たない人が早死にする確率は、6～8時間の睡眠をとる人に比べて12%も高くなるとのことです。

この研究チームを率いた教授は、「睡眠時間が短いと糖尿病や肥満、高血圧や高コレステロールを引き起こしやすい」と指摘しているそうです。

転職活動の長期化で転職者の気持ちは？

◆転職活動期間が長期化傾向に

株式会社リクルートが発表した「転職者の動向と意識に関する調査」(2010年7～9月期)の結果を発表しました。

この結果によれば、労働者の平均転職活動期間が調査開始以来最長の「5.7カ月」となったそうです。ここにも不況の影響が現れているようです。

◆転職者の活動状況

転職者の活動状況について、まず「応募する会社の数」については平均で23.4社となっています。転職先の業種別にみると「IT・通信系」の29.5社、職種別にみると「技術系(ソフトウェア・ネットワーク)」の30.4社が最多となっています。

次に「前職を辞めたタイミング」については、「転職先が決まる前に」が67.2%、「転職先が決まってから」が26.3%となっています。

そして、「転職活動の期間」については、調査開始以来、最長の平均5.7カ月となりました。転職先の業種別にみると「商社系(電機・電子・機械系)」の8.6カ月、職種別にみると「技術系(電機・電子・

機械系)」の7.2カ月がそれぞれ最長となっています。

◆転職者の気持ち

この調査では、転職が決まった人に対して最後に「転職活動を終えた今の気持ち」という質問をしています。その中からいくつか挙げておきます。

- ・「自分が新たな道で、新しい可能性を見出せる職場に出会えることができ、本当に転職をして良かった」
- ・「終わったというより、これから始まるという気持ち。ホッとするものの、より緊張する」
- ・「非常に厳しい現状を再認識した。これを良い経験とし、さらに頑張りたいと思う」
- ・「やりたい仕事で正社員として就業できたので心から嬉しいが、今からが本番なので気を引き締めている」
- ・「厳しい経済情勢の中、手を差し伸べてくれた企業の気持ちにこたえたいと思う」
- ・「ホッとしたのと同時に、スキルアップのための努力をもっと重ねなくてはならないと考えている」

「専門職の外国人」減少の原因は？

◆「高度人材」が減少傾向

いわゆる「高度人材」とは、専門的な知識や技術を持つ外国人労働者のことであり、「人文知識・国際業務」か「技術」の在留資格で滞在する人を指す場合と、「投資・経営」「法律・会計業務」などを含めた13分野でみる場合があります。

前者の狭義2分野では約12万人、後者の広義13分野では20万人以上が、現在、日本に滞在していると言われています。

専門性が高い「技術」などの分野で、

日本で働くための在留資格を得た人の数は、2007年に2万2,792人と2002年の2倍強まで増加した後、2008年から減少に転じ、2009年には1万人を割り込んでいます。

◆減少の原因に受入れ体制の不十分さ

経済産業省の調査によると、高等教育を終了した人口に占める外国人の比率は、わずか0.7%で、英国の16%や米国の13%に比べてかなり低いことがわかります。

スイスの研究所が発表した、高度人材からみた労働市場の魅力度では、日本は42位と、欧米諸国や英語圏のみならず、順位を上げている中国や韓国をも大きく下回っています。

この要因として、「英語の生活インフラが整っていない」「教育に適した学校がない」といった、日本側の受入れ体制の不十分さの問題が指摘されています。

日本が成長していた時代は日本に滞在する外国人は多くいましたが、昨今では、日本に残るメリットを感じる外国人は少なくなっているようです。

◆雇用環境の悪化も影響

高度人材の減少傾向の要因の1つに、国内の雇用環境の悪化があります。ある技術者派遣最大手の企業では、ピーク時には約5%が中国人技術者でしたが、リーマン・ショックの影響により、2009年4月以降の採用は、現在ではピーク時の3分の1に減っています。

一方、日本で働く外国人社員を、2007年と比べて7割も増やし、海外での直接採用も積極的に行っている企業もあるようです。

危機感を持つ産業界においては、高度人材の誘致に向けた優遇措置を政府に求める声が上がっており、永住許可の条件緩和や、外国人が帰国するときにもらえる年金の一時金が掛け金に見合わず不利になっている現行制度を見直す案が浮上

しているようです。

このままでは、高度な知識の集積などにおいて他国に後れを取り、中長期で見た場合の国の競争力の低下につながりかねないと懸念される中、早急な対応が求められています。

介護保険制度改革に向けて

◆介護保険制度の概要

介護保険制度は2000年に施行された制度であり、市町村から介護が必要と認められた人が、入浴介助や食事補助などの介護サービスを受けられる仕組みです。

介護サービス事業者は、都道府県などから指定を受けた事業所であり、提供したサービスの費用を市町村に請求し、利用者は所得にかかわらず費用の1割を負担します。

このたび、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会は、2012年度の介護保険制度改革に関する意見書をまとめ、発表しました。65歳以上で年収320万円以上の人の利用料の引上げや、市町村支援のために用意されている基金の活用が主な内容です。

◆高所得者の利用料を値上げ

次の制度改革では、拡大し続ける給付にどのように対応するかが焦点となっています。消費税増税の議論が止まっており、税の追加投入が難しくなっている中、利用者の負担増を軸にした議論が進んでいます。

検討項目の1つとして、65歳以上で年収が320万円以上の人の利用者負担を2割（現行は1割）に引き上げる案が挙がっています。この引上げにより、要介護認定を受けた高齢者（約490万人）のうち、約30万人が対象となります。

一方で、慎重な意見が出ている項目もあります。それは、ケアプラン作成の有料化や、40～64歳の会社員らの介護保険

料の負担増などです。

もしケアプランを有料にした場合には、サービスを使わなくなる要介護者が増える可能性もあると言われています。

介護保険料については、加入人数に応じて健保組合等に必要額を割り当てて算出していますが、厚生労働省は、加入者の平均年収に応じて健保組合等の割当額を算出し、介護保険料を計算する方式(総報酬割)に改めようとしています。しかし、健保組合などからの反対が多いため、すんなり導入されるかはわかりません。

◆新サービスの創設も

このたびの改革案では、「自宅暮らし」を希望する高齢者の声に応えるため、施設から在宅への移行を促す新たなサービスが盛り込まれています。

24時間365日、いつでも必要なサービスを受けられる仕組みを創設したり、介護職員が一部の医療サービスを提供できるようにしたりする他、医療と介護を組み合わせ提供できる「複合サービス」も導入される予定です。

また、認知症の方の介護を行う家族の負担を軽減するため、日帰り介護サービスを提供する施設に高齢者が宿泊できるようにすることなども検討されているようです。

仕事や収入の安定と結婚との関係

◆若年失業者は約50万人

現在、若年失業者(15~24歳)の数は約49万人で、このうち学校を卒業後、一度も就職しないまま失業者になっている人は約12万人に上るそうです。

この年齢層の失業率は8.0%(今年9月時点)で、25~34歳の層でみても5.9%と全世代の平均を上回っており、厚生労働省では「若年雇用は予想以上に厳しい」としています。

また、就職できた若年層についても、手取り収入が減少しています。厚生労働省の調査をもとにした20~30歳代の平均年収(大学卒・大学院卒の男性)の推計は、2009年は前年比4.2%減の478万円となり、3年連続のマイナスでした。10年前と比較すると34万円も減っています。

これは、業績低迷でボーナスが減ったり、賃金の低い非正規雇用の仕事に就かざるを得なかったりする人が多いためと考えられます。

◆非正規雇用社員の男性の既婚率は17%

厚生労働省の資料を基に試算すると、今年9月までの12カ月の累計結婚数は69万組台で、このままいくと、2010年は通年で23年ぶりに70万組の大台を割り込むようです。

20~39歳の男性では、正規雇用社員は約51%が結婚していますが、非正規雇用社員では約17%となっています。

2005~2008年に結婚した40歳までの男性を、結婚時点の所得階層別にみると、年収400~500万円では26.0%が結婚していますが、100万円未満は8.9%しか結婚していません。

◆「将来への不安」が少子化に影響

上記のように、仕事や収入が安定している若年者は結婚・独立がある程度容易ですが、非正規雇用や低収入の若年者は、親元から離れることができない状況にあります。

その結果、若年層の結婚数が減り、出生率も低迷し、少子化が一段と加速していく可能性があります。

経済や社会保障への影響を考えると、政府の若年者に対する雇用改善政策が急務だと思われます。

がんの治療費が高額化の傾向に

◆「分子標的薬」とは？

がんの治療費が高額化しているようです。医療技術の高度化に伴い、ここ数年増え始めた「分子標的薬(抗がん剤)」は、分子生物学を駆使して開発された薬であり、2000年代に登場した当初は、がん細胞だけを攻撃し副作用がない「夢の薬」などと呼ばれました。

その後、一部の薬で副作用事故が起き、期待感は薄れましたが、今や医療現場で普通に使われています。しかし、1錠や注射1回あたり何千円～何万円もするものが相次いでおり、1カ月当たりの薬代が100万円を超えるケースもあります。

医療費負担が重くなったとき、どのような対応策があるのでしょうか。

◆高額療養費制度の活用

公的医療保険には、患者負担の上限を定めている「高額療養費制度」があります。これによって一般的な所得の人であれば、1カ月に支払う負担額は8万円程度に抑えられ、医療費が継続してかかる場合は、上限が4万4,000円まで下がります。なお、申請すれば、上限額を超えて支払った分は3カ月ほど後に還付されます。

このような制度があっても、「収入が少ないから払えない」「3割負担を工面することができない」といった相談が増えているようです。

こんな場合、特に入院の場合は、入院前に自分が加入している健康保険や国民健康保険の窓口で「限度額認定証」を発行してもらい、それを病院に提出することにより、医療費が高額になった場合でも3割分すべてを払う必要はなく、定められた上限額の支払いだけで済みます。

◆その他の制度の活用

その他、患者負担金を支払う余裕がな

い人のために無利子でお金を貸してくれる制度の活用、抗がん剤治療を受けた月に5～6万円を最大60カ月給付する民間の保険商品への加入、分割払いに対応してくれる病院の利用なども考えられます。

◆高額療養費制度

景気低迷や非正規社員増加などで収入が減り、医療費も上昇しているため、現在の高額療養費制度の上限額が高いという声も強まっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、一部患者の負担上限額を引き下げること検討していますが、財源確保のためには健康保険料や税金が今まで以上に必要になり、また、少しでも財源を確保するため、高所得者の上限を引き上げることも併せて検討されているようです。

医療費については、誰がどの程度負担するのか。公的医療保険はどこまで保障すべきか、根本的な議論が必要な状況にあるようです。

年内に行っておくべき確定申告対策

◆年内にしておくべきことは？

確定申告をすることによって払い過ぎた税金が戻るなど、税金を安くできる場合があります。

病気やケガで多額の医療費を支払った場合の「医療費控除」、住宅ローンを利用して住宅を取得・増改築した場合の「住宅ローン控除」、株式取引の損益計算など。

いずれも申告による節税対策の代表格ですが、来年の確定申告に間に合わせるためには、年内に済ませておくべきことがあります。

◆家計の節税ポイント

確定申告での節税手法には「所得控除」と「税額控除」があり、主に金融関連での手法として「損益通算」と「繰越し控除」があります。

ここで注意すべきは、確定申告の対象は前年の1～12月の所得であり、年内にお金の支払いや手続きを済ませておかないと各種の控除を利用できないことです。

◆ポイント（1）所得控除

所得控除は課税対象となる所得金額を計算する際に、一定の金額を「所得」から差し引く制度です。所得控除の代表的なものが「医療費控除」です。1年間に実際に支払った医療費が原則10万円を超えた場合に対象となるため、合計の医療費が10万円超まであと少しならば、費用の嵩む治療・支払いを年内に済ませます。

また、国民年金など「社会保険料の前納制度」を活用するのも1つの方法です。国民年金保険料や国民健康保険料などは来年3月分までならばまとめて前納でき、控除額を増やせます。ただ、前納は翌年に支払う保険料の先払いであり、翌年も引き続いて前納しなければ、その分翌年の控除額が減るので注意が必要です。

◆ポイント（2）税額控除

税額控除は「税額」から直接、一定額を差し引きます。代表格は「住宅ローン控除」や「住宅特定改修特別税額控除」です。

住宅ローンを組んで家を新築・取得・増改築したり、ローンや自己資金で省エネ改修、バリアフリー改修をしたりした場合について控除を受けられますが、いずれの場合も必ず年内に住み始めることが必要です。住み始めた時点で地域の自治体に必ず住民登録します。

◆ポイント（3）損益通算と繰越し控除

ここで「損益通算」とは、金融関連の損失を同じ金融関連の所得から差し引く

仕組みで、「繰越し控除」とは、それでも引き切れない損失が残る場合に翌年以降にそれを繰り越す制度です。

上場株式や公募株式投信は現在、売却益が出るとその10%が課税されますが、他の株式などで売却損が出れば、売却益をその売却損と相殺（損益通算）できます。なお、残った損失は2011年以降3年間にわたり繰越し控除できます。

また、配当金や分配金についても、申告分離課税を選択して確定申告すれば、上場株式などの売却損と損益通算できます。

損益通算による節税効果を最大限に発揮するためには、含み損を抱えた分を実際に売って損失を確定することがポイントです。

この他、上場株式のみなし取得費の特例については、売却損と売却益の計算が有利になる可能性のある特例が年内で終了します。来年売却するよりも税制面で有利と判断されるのであれば、年内に売却します。またゴルフ会員権の売却による損失計上も、年内に行えば節税対策となります。

「日雇い」「短期派遣」で働く人の実態

◆「本業のかたわら」が8割以上

リクルートワークス研究所から「日雇い・短期派遣労働者の就業実態調査」（今年8月に実施。1,916人の回答を分析）の結果が発表されました。

これによれば、日雇い・短期派遣で働く人のうち、副業・求職活動・家事・学業など、「本業のかたわら」に日雇い・短期派遣で働く人の割合は、全体の85.6%だそうです。これに対して、日雇い・短期派遣就労が生活の中心である「短期派

遣専業」として働く人の割合は、わずか11.0%でした。

◆日雇い・短期派遣で働く理由

日雇い・短期派遣として働く理由としては、「副業」「学生」「主婦」の人の場合は「都合のよい時にだけ働けるから」が多く、「短期派遣専業」「失業・求職中」の人の場合は「すぐに収入が必要だから」が多いとの結果でした。

「都合のよいときだけ」「すぐに収入」がキーワードのようです。

◆就業日数・収入

また、日雇い・短期派遣で働く人の1カ月の平均就業日数は14.4日で、そのうち日雇い・短期派遣による就業日数は6.6日(45.9%)でした。

1カ月の収入は平均で9.9万円であり、そのうち日雇い・短期派遣による収入は3.4万円(34.6%)でした。

1月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分> [郵便局または銀行]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 [給与の支払者]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]